

風土記



日本古典文學大系

日本古典文學大系 2

風土記

秋本吉郎校注

岩波書店刊行

風 土 記

日本古典文学大系 2

昭和 33 年 4 月 5 日 第 1 刷 発行 ©
昭和 42 年 11 月 15 日 第 10 刷 発行

定価 1000 円



校 注 者

あき 秋 本 きち 吉 ろう 郎

発 行 者

東京都千代田区神田一ツ橋2ノ3
岩 波 雄 二 郎

印 刷 者

長野市中御所2ノ30
田 中 忠

発 行 所

東京都千代田区神田一ツ橋2ノ3 株式会社 岩 波 書 店

落丁本・乱丁本はお取替いたします

目次

解 説 七

凡 例 三

常陸国風土記 三

 総 記 三

 新治郡 三

 筑波郡 三

 信太郡 四

 茨城郡 四

 行方郡 五

 香島郡 六

 那賀郡 七

 久慈郡 八

 多珂郡 八

出雲国風土記 三

 総 記 九

 意宇郡 九

 嶋根郡 一五

 秋鹿郡 一五

 桶縫郡 一六

 出雲郡 一七

 神門郡 一九

 飯石郡 二五

 仁多郡 三三

 大原郡 三三

 卷末記 四七

 〔補注〕 二五

播磨国風土記 二五

 賀古郡 二五

 印南郡 二五

 鎭磨郡 二九

 揖保郡 二八

讚容郡……………	三〇九	安禾郡……………	三七	神前郡……………	三五	託賀郡……………	三二
賀毛郡……………	三九	美囊郡……………	四九	〔補注〕……………	三五		
豊後国風土記……………							
三五一							

総記……………	三五七	日田郡……………	三五七	球珠郡……………	三六一	直入郡……………	三六一
大野郡……………	三六五	海部郡……………	三六七	大分郡……………	三六七	速見郡……………	三六九
国埼郡……………	三七三						

肥前国風土記……………							
三七							

総記……………	三七九	基肄郡……………	三六一	養父郡……………	三六五	三根郡……………	三六七
神埼郡……………	三八九	佐嘉郡……………	三六一	小城郡……………	三六三	松浦郡……………	三九五
杵嶋郡……………	四〇三	藤津郡……………	四〇三	彼杵郡……………	四〇五	高来郡……………	四〇九

逸文……………							
四二三							

山城国	賀茂社……………	四四	賀茂乘馬……………	四四五	三井社……………	四六	木幡社……………	四七
	水渡社……………	四七	南郡社……………	四七	可勢社……………	四七	伊勢田社……………	四八
	荒海社……………	四八	宇治橋姫……………	四八	宇治……………	四八	鳥部里……………	四九
	伊奈利社……………	四九	桂里……………	四〇	宇治滝津屋……………	四〇		
大和国	三都嫁……………	四二〇	大口真神原……………	四三	御杖神宮……………	四三		

摂津国

住吉……………四三

夢野……………四三

歌垣山……………四三

有馬湯泉……………四三

比売島松原……………四三

美奴売松原……………四三

稲倉山……………四六

土蛛……………四七

八十島……………四七

下樋山……………四六

御前浜・武庫……………四六

水無瀬……………四九

高津……………四九

籤稲村……………四三

御魚家……………四三

堀江の一橋……………四三

伊賀国

唐琴……………四三

伊賀国号(一)……………四三

伊賀国号(二)……………四三

伊勢国

伊勢国号……………四三

的形浦……………四三

度会郡……………四五

滝原神宮……………四三六

伊勢(一説)……………四七

安佐賀社……………四七

宇治郷……………四六

度会・佐古
久志呂……………四九

八尋機殿・建郡……………四三

五十鈴……………四三

服機社……………四四

麻績郷……………四四

志摩国

吉津島……………四二

尾張国

熱田社……………四一

吾纒郷……………四三

川嶋社……………四三

福興寺……………四三

宇夫須那社……………四四

葉栗尼寺……………四四

大呉里……………四四

張田邑……………四四

藤木田……………四五

登々川……………四五

徳々志……………四五

星石……………四五

尾張国号……………四五

参河国

豊河・矢作河……………四六

駿河国

富士雪……………四六

三保松原……………四七

てこの呼坂……………四七

駿河国号……………四八

伊豆国

伊豆狐鞍……………四八

温泉……………四九

造船……………四九

甲斐国

鶴郡……………五〇

相摸国 足輕山……………四一
伊曾布利……………五一

上総 下総 上総国号……………五一
信太郡(沿革)……………四三

常陸国 信太郡(郡名)……………四三
大神駅家……………四三

国の称……………四三
天皇の称号……………四三

久慈理岳……………四五
賀蘇理岡……………四五
賀久賀鳥……………四五

績麻……………四五
かひや……………四六
比佐頭……………四五

伊香小江……………四七
竹生島……………四九
細浪国……………四六

近江国 金山彦神……………四六
八張口神社……………四九

美濃国 飛驒国号……………四六

信濃国 ははき木……………四六

陸奥国 八槻郷……………四三
飯豊山……………四三
浅香沼……………四六

若狭国 若狭国号……………四六

越前国 気比神宮……………四六

越後国 八坂丹……………四六
八掬脛……………四六

丹後国 奈具社……………四六
天椅立……………四七

因幡国 稻葉国……………四七
白兎……………四七
浦嶋子……………四七

伯耆国 粟嶋……………四八
震動之時……………四八
武内宿禰……………四九
伯耆国号……………四八

出雲国		四八一			
石見国	人丸	四八一			
播磨国	爾保都比売命	四八三	速鳥	藤江浦	八十橋
美作国	美作国守	四八五	勝間田地	四八六	四八四
備前国	牛窓	四八六			
備中国	邇磨郷	四八六	新造御宅	四八七	宮瀬川
備後国	蘇氏将来	四八八			四八八
紀伊国	手束弓	四九〇	アサモヨヒ	四九〇	
淡路国	鹿子湊	四九〇			
阿波国	奈佐浦	四九一	勝間井	四九一	天皇の称号
	中湖	四九二			四九二
讃岐国	阿波島	四九三			アマノモト山
	湯泉	四九三	天山	四九六	四九三
伊予国	神功皇后御歌	四九七	齐明天皇御歌	四九八	熊野岑
	玉山	四九八	土左高賀茂大社	四九九	四九七
土佐国	芋渚野	五〇〇	鳩舸水門	五〇一	神河
筑前国	資珂嶋	五〇三	怡土郡	五〇三	朝倉神社
					四九九
					西海道節度使
					五〇一
					児饗石
					五〇四
					大三輪神
					五〇五

筑後国	筑後国号	五〇九	宗像郡	五〇六
磐井君	五〇七			
豊前国	鏡山	五一一	生葉郡	五二〇
	鹿春郷	五一一	三毛郡	五二〇
豊後国	氷室	五二三	廣幡八幡大神	五二三
	餅の的	五二四	宮処郡	五二三
肥前国	杵島山	五二五	与止姫神	五二七
	岐播岑	五二六		
肥後国	關宗岳	五二七	肥後国号	五二九
	水嶋	五二八	爾陪魚	五三二
阿蘇郡	五二三			
日向国	日向国号	五三三	知鋪郷	五三三
	吐濃峰	五三五	高日村	五三四
大隅国	串卜郷	五三五		
	必志里	五三六	釐酒	五三六
薩摩国	竹屋村	五三七	耆小神	五三六
老岐国	鯨伏郷	五三七	朴樹	五三六
所屬国	御津柏	五三六	木綿	五三六
不明	アハデノ森	五三六	エグ	五三六
			条	五三六

風土記地図

(常陸国 出雲国 播磨国 豊後国 肥前国)

解 説

風土記とは

風土記という名称は、地方のことを書き記した書物というほどの意味の普通名詞である。地誌といえは自然地理的記述に傾いた地理書めくが、それよりも広く、人文地理的記述に傾いて、風俗記・名勝記・名産名物記などにもわたる地方誌というのが風土記に当らう。或る一区域の地方のことを記したのも風土記であるが、また或る主題事項について、各地方のことを記したのも風土記と呼ばれる。官撰・公撰の風土記と共に、個人の筆録になる私撰のものも等しく風土記である。古くは大陸晋代の周処撰の風土記より現在に至るまで、幾百千の書物が風土記の名で呼ばれて来ている。要は、風土記という名称には中央に対する地方という限定があるだけなのである。

日本文学の古典として吾々の採り上げる風土記（奥音によつて、ふどきと訓む）は、右の風土記と呼ばれる限りのものすべてでは勿論ない。編述の年代において、編述の経緯において、したがってまた、その内容において、限られた特定の風土記なのである。ところが、それらは編述の当初から風土記と題することに定まっていたのではなかったと認められる。家蔵の常陸国風土記の写本は、「常陸国司解」と題し、「常陸国司解ハ書名ナカリシヲ以テ仮リニ冒頭ノ語ヲ採ツテ題名シタルノミ。然レドモ本書ハ恐ラクハ常陸風土記ナルベシ」という附箋がある。すなわち、「常陸国司解 申ス古老相伝フル旧聞フル「事」とある冒頭の一行は、地方より中央官庁への報告公文書の様式「解げ」の標題に相当するもので、これ以外に特定の文書

名を必要とはしない。播磨国風土記の伝本は巻首を欠いているが、その欠脱の記事を指して「又事与三上解二同」と注しており、これも解であったことが知られる（巻初の断簡に「播磨国風土記」一巻とあるが、本文とは別紙。別筆、かつ本文と用字を異にしている、本来の標頭ではない）。出雲国のは、郡毎に郡司・主帳・大領・少領・主政の署名があり、巻末に編述年月日と勘造者・同責任者の署名があつて、公文書解の末尾の書式を示しており、巻首に「出雲国風土記」と題していることがむしろ当初よりのものでなかったことを推察せしめる。肥前国の最古の伝本は「肥前国」とだけで風土記とは記していない。豊後国のは「豊後国」「風土記豊後国」「豊後国風土記」または「日本総国風土記、豊後国」を二行に記す等、書名が固定していない、という様態である。

一体、風土記という書名は、平安朝に入つて、三善清行の意見封事（延喜十四年）に「臣去寛平五年（八九三）任二備中介（云々）、延見彼国風土記」とあるのが初見で、同時代の矢田部公望の日本紀私記（延喜四年（九〇四）のものか、承平六（九三六）のものか明らかでない）、延長三年（九二五）の太政官符にも「風土記」と明記しているが、奈良朝に溯つて風土記という書名を確認することは出来ない。しかし大陸では晋書（周処）・隋書（文選）・李善注に周処撰の風土記という書名が見え、一方「風土」という一般熟語も後漢書には再三見えるのみでなく、我が仮寧令の令文に用いられ、大伴家持の文集（万葉）にも用例がある。したがって、特定の書名のない地方誌的文書を風土記と呼ぶことは十分可能であつた。それにしても、後の延長の太政官符では、「応三早速勘進風土記二事」と題した本文に、「如聞、諸国可有風土記文」とあり、風土記ノ文という書き方よりすれば、風土記は特定の書名でなく、地方誌を意味する普通名詞として用いているものの如くである。

吾々の採り上げる風土記は、右の如くに編述の当初から風土記を書名としたものではなかった。しかし、鎌倉期の積日本紀・万葉集註釈等がその記事を引用する場合は「何某国風土記」または「風土記」として掲出している。伝写本の書名の如何にかかわらず、これを風土記と呼ぶ一般用語知識に基づいたおのずからの呼称であつたとせねばならない。

このことは、この種の典籍が風土記という書名に固定していないこと、また他の同類内容のものと同じ風土記の名で呼んだであろうことを考えさせる。塵袋に「播州記」、古事記裏書に「或書」として現伝播磨国風土記、出雲国風土記の記事を引用し、万葉集註釈に「風土記云」として引用した現伝常陸国風土記国名由来の記事を、詞林采葉抄に「日本紀曰」(日本の歴史に關する書の意)としても引用しているのである。これらとは逆に、詞林采葉抄に「石見国風土記」として記す人丸の記事、神名帳頭註に「風土記」として記す武内宿禰の記事の如きは、明らかに後代作為の記事であるが、事が地方に関するから、風土記と呼ばれることが不思議ではないのである。ただ吾々の採り上げるべき風土記でないだけである。吾々の採り上げる風土記は、編述の当初に風土記と題されることはなかったが、後に風土記と呼ぶことがならわしとなった、特定の地方誌的文書である、ということになる。

風土記編述の官命と時代情勢

特定の風土記というのは、元明朝の和銅六年(七一三)の中央官命に基づいて、地方各国庁で筆録編述した所命事項の報告公文書という意味での風土記ということである。成立の事情、年代及び内容がこの官命によって一応規定せられてゐる風土記なのである。続日本紀同年五月甲子(二)の条に、

畿内七道諸国。郡郷名著^ナ好字^ニ。其郡内所^レ生^{ズル}銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具^ナ録^ニ色目^ヲ。及土地沃墾。山川原野名号、所由。又古老相伝^{フル}旧聞異事。載^セ于史籍^ニ言上^ス。

とある。ここに命じている事項は次の五項目である。

(1) 郡郷の名(地名)には好字(漢字二字の嘉き字)を著ける

- (2) 郡内の産物(農工以外の自然採取物)について色目(物産品目)を録する
- (3) 土地(農耕地または農耕可能地)の肥沃状態
- (4) 山川原野(自然地)の名称の由来
- (5) 古老の相伝する旧聞異事(伝承)

このどれだけを「史籍に載せて(筆録文書として)言上報告せよ」というのか。右の(1)は地方の国々で実施すべき事項である。(2)は(3)と関連する政治経済的な事項で、(3)とは別に(2)だけを別種に記録報告させる意ではなさそうである。(4)(5)は共に土地の歴史に関する事項で(2)(3)とは別種の内容に属する。現伝の五カ国風土記にあっては、右の五項目が精粗の差こそあるがすべて一書の内容として記載せられている。殊に記録報告を要するとはし難い(1)項についても然るべき記載をなして、官命を承けた諸国庁では「載于史籍言上」の一句を五項目全部にかけて理解していたものとせねばならない。後の扶桑略記(編年体の史書、皇円阿闍梨編)に右の官命を収録して、(1)と(2)との間に「又令ム作ム風土記」の一句があるのは明らかに編者の解釈による補入で官命に存しない書名「風土記」を明記したことは、これが風土記の編述を命じた官命と理解した最初のものとして注意せられるが、(1)項を風土記の内容外としたことは、官命を承けた各国庁での読解と同じではなかったのである。

和銅六年は、孝徳朝の大化の改新によって天皇中心的国家組織に大改変の行われた後をうけて、新政が整備確立してゆくべき時期である。地方に即していえば、行政の単位をなす国郡の制は大化の新政によるものであり、その「国」は天武朝に五十八カ国三島と一応の設置を完了したが(天武紀十二年十二月丙寅、同十三年十月辛巳の条)、その後三十年、和銅五年九月出羽国の新置に始まって漸次増置せられ、十年後の養老五年には六十九カ国三島(最多)に達し、以後漸次廃止せられて、二十二年後の天平十五年に六十一カ国三島にまで減ずる。その後多少の置廃があつて、八十年後の淳和朝天長元年に六十六カ国二島

となつて国の置廢が終止する。また、中央と地方とを結ぶ通道の「駅」について見れば、畿内近国は大宝・和銅の頃に、辺境は宝龜・延暦の頃に新置が続々と行われ、駅の改廢はそれ以後を主とする^{（坂本太郎博士「上」代駅制の研究）}と概括せられている。すなわち、和銅六年は、事地方に關しては、大化の新政による新制が補正改訂せられて整備してゆく初期に当たっている。この時において、地方の狀態を確かにしておくことは、中央政府にとって必要事ではなければならない。この必要が、畿内七道の全国にわたる、かつて例を見ない大規模な地方誌的記録を要求する官命となつた最大の理由であつたと解される。官命の要求事項の内、第二項物産品目の記録は、朝廷への貢上物を規定する基礎資料として、また第三項土壤狀態の記録は開拓移住或は班田制実施のための基礎資料として、共に新政整備のため以外の要求ではあり得ない。

さてまた和銅六年は、古事記の成つた翌年、日本書紀の撰進せられた養老四年の七年前で、翌和銅七年には紀朝臣清人等に詔して「^{（令）撰^レ三^レ國史^{（と）}}」と続日本紀に見え、日本書紀に完成される国史編纂事業が活潑化する時でもある。風土記編述の官命にも、歴史に關する記録が第四・第五の二項にわたり、要求事項の半ばを占めているのであるから、ここに修史の資を求めようとする意図が含まれていたであろうことも否定し難いが、現伝風土記中、九州のものに日本書紀と記事文章の近似するもののある故を以て、風土記編述が日本書紀編纂の資料収集のためであつたと解することは早計である。天武朝より奈良朝初期へかけての修史事業は、天皇中心的な国家体制を歴史によって確立しようとするもので、大化の新政が意図するところを整備しようとする事業の一と解すべきものであつた。がそれは、宮廷及びその周囲の氏族貴族たち国家組織の中央主軸に主として関わるものであつた。中央と地方との相違を以て、国史編纂と地方誌編述の官命とは、同じ時代機運の上に立つ併行的な企画事業で、一を以て他の從屬とするには余りに大規模な事業であつたのである。

右の如き国内的事由の外に、当時政治文化諸般の範を殆ど専ら大陸に仰ぐ時代趨勢にあったから、我が地方誌編纂の官命も、大陸の地誌類によって触発せられた事業であつたと概観し得る。大陸には歴代の史書（前漢書・後漢書・晉書）に地理志・郡国志・州郡志・地形誌などの名を以て、それぞれ地方誌が加えられていた。春秋左氏伝杜預序に「周礼有_二史官_一、掌_二邦国四方之事_一、達_二四方之志_一」とあつて中央政府の命による地方誌編述の先例もあり、また隋書経籍志には、

隋、大業中、普詔_二天下諸郡_一、条_二其風俗物產地_一、上_二于尚書_一。故隋代有_二諸国物產土俗記_一一百三十一卷、区宇図志一百三十九卷、諸州図経集一百卷。

とあつて、その地理部に山海経以下百三十九の地誌名が挙げられている。より直接的には我が風土記編述の官命の五項目の各々についても、大陸の地誌類、殊に漢書地理誌（顔師古注）・山海経（郭璞注）に官命の先蹤をなす如き記事内容や辞句が指摘せられている。したがつて、風土記編述には、大陸地誌に類同する地方誌をわが国にもとうとする意図の含まれていたことが考えられるが、より本質的には大陸的なあり方を範と仰ぎつつ、わが地方政治を大化の新政の意図に沿つて整備しようとするところにあつたとすべきであらう。官命第一項に、郡郷名に好字を著けよとあることが、そもそも日本語であるわが郡郷の名を、その本来の日本語に即するよりは大陸伝来の漢字に即する如く表示替えさせようとするもので、明らかに大陸文化に心酔した中央文化人的な好尚を地方諸国に拡充しようとしたものに他ならない。がそうした官命が、——それぞれの国で解釈に相違があり、実施乃至実施の記録に遅速・精粗の差があつたにしても——諸国庁で承けられている点に、おのずからの時代の情勢による要求であつたことをうかがい得る。和銅の官命は右の如き時代情勢の下に発せられるべくして発せられたものであり、官命の要求する諸項目はその時代の要求に即するように特殊化されているが、大観すれば、国内の統一が成つて、その政治体制の整備確立期に興るべき企画事業であつたといえる。後の江戸封

建期殊にその四代家綱の寛文年中以降と、明治維新後とに地誌製作が最も活潑に行われている事実がこれを証する。日本書紀によれば、履中朝四年に「始メテ之於ニ諸国ニ置キ国史ヲ、記シ言事ヲ達ス四方志ヲ」と見えるのが地誌的記録を中央で求めた最初の記録であり、和銅以前における広汎な地方誌製作の唯一の記事である。履中朝は記紀的な古代史の体系からいっても、大和朝廷による最初の日本国家統一後の建設期に当たる。履中朝は地誌製作の行われて然るべき最初の時期であつたといえるのである。和銅は地方誌編述の行われて然るべき第二の時期であつたということになる。

風土記の内容

風土記に筆録記載せられるべき内容は和銅六年の官命に規定せられている。ただし、風土記の編述は、官命を承けた地方各国庁でなされたものであり、更にそれは、現伝本の示す如く、各郡毎の筆録を基にしているのである。中央指令としての官命に対する地方各国の編述当事者・筆録当事者の理解に相違のあるのがむしろ当然である。それぞれに相違した国毎の編述者の官命解釈に基づく編述方針——より直接的には第一次筆録者の意向によって記事の採否が決められ、時には官命要求事項外にまでわたって筆録して、風土記の内容をなしているのである。その故に各国の風土記が相違した姿でそれぞれに独自の書を形づくっているのである。現伝する五カ国風土記について、官命の各項がどのように筆録編述せられているかを概観する。

郡郷名著好字と各国風土記の編述方針 官命第一項、郡郷名に好字を著けよということは、土地の名称に嘉き名を選び著けること 實際上は旧来の地名を嘉、名に改名することとなる、その地名を表記する漢字に好き字を採り用いること、かつ二字で表記すること 實際上は好字に改字し、公的には固定さす、という三点を内容とするものと解される (この点については「風土記の地名用字とその編述方針」(大阪経大論集一八・一九・二〇号昭和三十三年参照)。それは国内で実施すべき事項

であるが、風土記はその実施の様態を筆録しているのである。出雲国風土記はその記載に詳しい。各郡首に郷名を列記して、郷名用字の改字したものは「本字何々」と改字以前の用字を併記し、改字しないものは「今依^{キリテ}前用」と記し、更に各郷名説明の後に「神亀三年改^ム字何々」と注している。余戸里・駅家・神戸里も郷に準じている。郡名についてはそれはないが、郡名も郷駅等の名字もすべて二字表記に統一せられているから、改字実施後の様態で筆録したものとしてよい。それは巻首に「其^ニ郷名字者、被^{リテ}神亀三年、民部省、口宣^ニ改^ム之」とある記載に應ずるもので、神亀三年(七二六)度の改字に関するもののみに限っている。それ以前^{和銅六年はその十三年前になる}の改字や改名については殆ど無考慮であるのみでなく、郡郷など行政区画上の名字以外の山川原野などの自然地の地名については改字も改名も、また二字表記も考慮していない。しかも少数例ではあるが、郷・駅・島の改名について、例外的な或は不当な書式で記載しているものがある。恐らくこれらが第一次筆録者の採択になるものであり、これとは別に、郷を主体とする行政区画名字についてのみ、またその神亀三年度の改字についてのみ詳記するという第二次の整理編述の方針がとられていたものと認められる。

播磨国は標目として掲げた地名の下に旧名を注したものが十七、それも里^(出雲の郷に当たる)名に限らず、村・川・山の名にもわたり、里名改字の注記も一例あって、地名の改名・改字に無関心ではないが、改字も改名に伴われたものの如くで、殆ど全く改名としての記事である点、出雲と対蹠的である。それはいずれも和銅以前の改名で^{改名年次を明記したものもある}和銅六年度の改名は一も記していない。ところが脱漏なく挙げたと認められる里名と郡名とは、その標目として掲げたもののすべてが二字表記に統一されていて、山川原野名の用字数の不統一とは明らかに区別される。しかも郡里名の標目用字は、それぞれ地名説明記事や他地の記事における場合の用字とは遊離して、美しく二字に統一整備せられているのである。即ち、播磨では和銅の官命の文面通りに郡里名だけとし、その好字に整えた形で標目の地名として掲げるという方針を